

東商品支発第40号
平成22年5月28日

東京商工会議所税制委員会
委員長 井上 裕之 様

東京商工会議所品川支部
会長 大山 忠 一

中小企業・税制特別委員会
委員長 武 田 健 三

品川支部 平成23年度税制改正要望

日本経済は、金融危機を端に発した世界同時不況による最悪期を抜けた状況に見えますが、世界各国の景気回復に比べ遅れを取っている状況です。業績回復の見込みが見えてきた大企業に比べ、中小企業は剣が峰を歩むが如く厳しい変革の波にさらされております。

この変革期にあたって、中小企業を含めた日本経済を再び成長路線につなげるためには、経済成長を促進させるタイムリーな税体系の抜本的改革が不可欠です。

当品川支部では、区内会員企業の意見や、地域団体共催の意見交換会、中小企業・税制特別委員会での活発な議論を経て、このたび本要望を取り纏めました。税制委員会、事業承継問題委員会の要望に取り上げていただきますようお願い申し上げます。

【重点要望】

1. 中小企業の留保金を促進する税制の創設（留保金課税の撤廃）

企業の成長を目指す中小企業にとっては、設備投資・研究開発の実施や金融機関対策のために過小資本の克服こそが大きな経営課題となっています。そのため、急成長する優良な中小企業ほど、内部留保を厚くし、自己資本の拡充を図る必要性があります。

日本経済の成長のためには優良企業を育成していく必要があります、留保金に課税すると言った考えは、国際競争の時代になった時代では非常な障害となっております。

そこで、当支部では、留保金課税の適用除外や完全廃止にとどまらず、「中小企業の会計の指針」に対応した公正な決算書を作成する中堅・中小企業に対しては、企業体力強化、資本充実を目的とした留保金を増大させた部分を税額控除するなどの留保金を促進する税制の確立を求めます。

2. 設備投資を促進するため、特別償却の特例の整備・統合を図り、減価償却の損金算入価格の大幅な引き上げを

経済成長のために、企業の設備投資意欲を活性化させる大胆な税制の発想が求められます。現在、中小企業投資促進税制や中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例制度などがありますが、対象価格が非常に少額であるため、変革を呼び起こす起爆剤とは成り得ません。

また、中小企業投資促進税制、中小企業基盤強化税制、情報基盤強化税制など各種措置法は、業種別や対象設備が細かく分けられていることから、中小企業経営者にとって、煩雑で利用しづらい税制となっています。

そもそも、企業活動における設備投資の詳細は経営判断に属するものであり、償却資産の機能や規模、減価償却方法や耐用年数などは、すべからく経営者のすべからく経営者の自由裁量に任せられるべきものであると考えられます。

厳しい経営環境の中でも利益を出している少数の企業が投資意欲を促進することは、日本全体の経済を牽引する起爆剤と成り得ます。そのため、中小企業投資促進税制など措置法を統合した上で、減価償却価格の損金算入価格を1,000万程度まで大幅に引き上げることを要望いたします。

【通常要望】

I. 経済成長を成し遂げる基盤となる税制の確立

1. 経済成長を成し遂げるための税制改正

長期的な経済成長の低迷から、閉塞した日本経済の状況は危機的な状況にあります。今後、日本経済を再び成長路線へつなげるためには実効性のある新たな経済成長戦略の策定が不可欠であり、企業の経済成長を後押しするような税制改正が求められます。

我が国の法人税の実効税率は、国際的に比較して著しく高い水準となっており、中小企業の競争力を阻害している要因となっております。こうした背景を踏まえて、早急に中小企業の法人税実効税率の大幅な引き下げを要望いたします。それに伴い、法人税の中小企業軽減税率の11%までの引き下げと、昭和56年以降据え置かれている適用所得金額（現行：800万円）の完全撤廃を要望いたします。

2. 役員賞与の事前確定届出制の撤廃

業績連動型の役員報酬制度の導入が広がりつつあり、中小企業においても経営者や幹部役員の意欲向上を引き出す仕組みとして取り入れられてきています。そのような中、役員賞与の事前確定届出制は経営の自由度を奪うことにも繋がるため、早急な撤廃を要望いたします。

3. 徹底した歳出削減の継続、特別会計制度の抜本的見直し

国会議員・地方議員を含む公務員人件費の削減、独立行政法人のゼロベースの思考による徹底的な整理・統合、公共事業抑制の継続や、地方交付税交付金の抑制のほか、特別会計・特定財源の一般会計化など、徹底した歳出削減なくしては、国民及び世界からの日本政府に対する信頼度は低下の一途を辿ります。

政府は、事業仕分けの実施により行政改革を推し進めておりますが、特別会計や特殊法人の統廃合や事務及び事業の見直し、歳出の効率化・合理化や、明確な必要性のない剰余金等の活用などに限らず、事業や制度そのものの徹底した削減の推進を要望いたします。

4. 消費税率の引き上げに反対

平成9年の消費税率引き上げにおいては、2%の引き上げ率にもかかわらず、個人消費に深刻な影響を与える結果となり、長期の景気悪化をもたらしました。また、消費税は景気に与える影響が大きいだけでなく、税額を価格転嫁できない中小企業に負担が偏る問題も発生します。

当支部は、徹底した歳出削減がないのにも関わらず、景気への影響が非常に大きく、経営実態の苦しい小売業などの中小企業の経営に多大な影響をもたらす消費税率の引き上げには反対いたします。

また、消費税率引き上げの議論そのものが消費マインドを冷やす効果があることにも留意されたい。

Ⅱ．事業承継の円滑化に向けた総合的支援体制の確立

長きに渡って、当支部が要望しておりました相続税に係る抜本的な改正が、「非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予制度」で実現がなされました。

本制度は親族内承継を念頭に置いておりますが、親族内承継の割合は20年前の約9割から約6割と減少しており、特に子供が承継するケースは約7割から4割と大幅に減少しているように、中小企業の事業承継方法は多様化しています。

時代のニーズに適合し、確実に本制度が中小企業に浸透するため、下記の点につきまして、事業承継税制の拡充、改正を要望いたします。

1. 取引相場のない株式の評価方法の抜本的な見直し

企業経営において事業発展による企業価値の増大は、全ての経営者の目標です。しかし、事業承継にあたっては、企業価値の増大によって、相続税が増加する、第三者に低価譲渡を行うと譲渡税が課税されるなど、逆効果となります。そのため、事業承継にあたって、企業価値を低減する手法が一般的に用いられています。

事業承継対策による企業価値の低減は、本来の健全な企業活動を損なうため、事業承継後の事業相続人の経営を圧迫する、事業承継型M&Aにおける第三者への株式譲渡の交渉時に成約の不利に働くといった問題があります。そのため、経営者が事業承継を検討するにあたって、親族内承継か親族外承継を選択する際に、企業価値の増大するのか低減するのか選択する必要があり、結果的に企業経営の自由度を阻害しています。

財産評価基本調達における評価方法において原則的評価方法を用いる事例が多く、評価額は高く評価される傾向にあります。「経営承継法における非上場株式等評価ガイドライン」(平成21年2月)で示されたように、実務上では様々な企業評価の方法が用いられており、インカムアプローチ(DCF、収益還元方式)や、各種方式の折衷方式など対象企業によって多様な株式評価が活用できるように、取引相場のない株式の評価方法の抜本的な見直しをお願いしたい。

2. 相続税の納税猶予制度の改善

非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予制度が創設されたことは、非常に大きな前進と思われますが、先代経営者、2代目以降の経営者の条件など事業相続人の要件が厳格である、適用範囲が発行済議決権株式総数の2/3以下の制限があるなどの問題が残っております。確実に本制度が中小企業に浸透するため、下記の点につきまして改善を要望いたします。

- ① 信託型の事業承継対策の導入企業に対する猶予措置の適用
- ② 主要経営者も含めるなど、先代経営者、事業相続人の要件緩和
- ③ 事業承継後に大幅な売上高減少などの意図的でない経営危機に陥った際の事業継続要件からの除外
- ④ 発行済議決権株式総数の制限撤廃

3. 従業員承継に対する支援税制

従業員承継の割合は、親族内承継に比べて少ないとの調査結果がありますが、ニーズが無いのではなく、従業員承継の環境が整っていないため実現出来ないのが現実です。事業や企業内容を良く知っており、経営手腕が見込める従業員に事業承継を望む経営者は多いと考えられます。

現状、従業員承継の大きな弊害となっている点は、①金融機関からの借入金の個人保証：借入金の保証書き換えの際に、事業相続予定の従業員個人の資産背景がなく、金融機関が個人保証の書き換えを認めない点、②株式の買い取り能力：事業相続予定の従業員が株式買い取りのための資産を持たない点、です。

つきましては、従業員承継の推進のため、下記の点につきまして拡充を要望致します。なお、金融機関が従業員承継において、個人保証の書き換えを認めない点につきましては、金融機関への指導など総合的な対策が望まれます。

- ① 従業員持株信託制度（日本版ESOP）の導入企業に対する税制の優遇
- ② 従業員に対する株式の低額譲渡の際の贈与税の減免

Ⅲ. 中小企業の事業環境改善に資する税制の確立

1. 印紙税の廃止

印紙税の現行の課税対象は紙の文書のみとなっており、近年の事務処理の機械化や電子商取引の発達により、これまでもっぱら文書により作成されてきたものが電磁的記録等で代用されており、現に大企業は印紙税の納付を免れており、印紙税は中小企業の税負担の比率が高まっております。したがって、課税の公平性から見ても、印紙税はすでにその社会的役目を終えています。そのた

め、印紙税の早急な制度の廃止を要望いたします。

2. 少子化対策としての税制優遇策

わが国はすでに人口減少社会に突入しており、少子化対策はまさに急務となっています。少子化対策について決め手を欠く現状から、あらゆる施策を総動員する以外に手立てはないものと考えます。

そのため、税制面においても子供のいる家庭を優遇するため、子供一人毎に20歳までの通増型税額控除を導入するなど、大胆な施策を早急に採用するよう要望いたします。

3. 健康増進税制の創設による健保制度の補完

高齢化にともない国民の健康に関する関心が年々高まりを見せているほか、医療費負担の増大等を背景として予防施策への転換も求められています。

この際、広く健康増進に資する費用について、例えば健康機器の購入費用やスポーツ施設利用料金などについて個人の所得控除を認める等、健康増進税制の創設を要望いたします。

4. 外形標準課税の完全撤回

外形標準課税は、企業の本来経費である労務費や地代家賃を課税標準とするものであり、納得性の高い制度とは到底言えません。また、仮に資本金1億円未満の中小企業にも対象を拡大するようなことになれば、いわば増税倒産を引き起こすことも否定できません。よって、外形標準課税の完全撤回を要望いたします。

5. 環境税導入に絶対反対

環境税すなわち企業活動に対する税制についても、課税措置ではなく、むしろ環境対応や省エネ等の設備投資等を促す優遇措置等、産業育成を目的とした制度を拡充していくべきです。この方が産業構造の変革につながり、結果として継続的に目的を達成できるのではないのでしょうか。よって、企業活動を阻害し、逆効果をもたらす環境税の導入には断固として反対いたします。

以上

平成22年 5月27日 第139回役員会決議
